

山九グループの皆様へ

社員だけの
福利厚生制度

「サンキュウライフ保険」のご案内

団体総合生活保険(医療補償・介護補償・がん補償・傷害補償・個人賠償責任・弁護士費用等(人格権侵害等)・
ゴルフ用品・ホールインワン・アルバトロス費用・所得補償)

取り巻く様々な不安から
家族の安心
まもります。



プラン
抜粋版

からだに関する補償

傷害補償



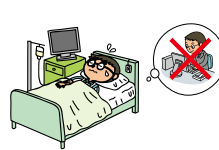
医療補償



がん補償



所得補償



介護補償



賠償責任に関する補償



個人賠償責任



弁護士費用等
(人格権侵害等)

ライフスタイルに合わせた
補償を選ぼう!

財産・費用に関する補償



ゴルフ用品



ホールインワン
アルバトロス費用

保険期間

2024年9月1日午後4時から2025年9月1日午後4時まで1年間

24%
割引

(団体割引20%
損害率による割引5%)

所得補償

20%
割引

(団体割引20%)

お申込はコチラ

更新・新規の方:

<http://ezoo.jp/ds4/A0000242409>

中途加入の方:

<http://ezoo.jp/ds4/A00002424092406>

団体保険だから簡単・便利!

ご加入時の医師の診査は不要!

保険料の払込みは給与引去!補償期間開始月の2か月後から
給与引去が始まります!

ご退職後も口座振替のお手続きで継続いただけます!

各補償を自由に選択してご契約可能!お申込みはWebで!

申込締切日:2024年7月31日(水)

※中途加入の方は始期前月末

スマートフォンでも
お手続きできます

更新・新規の方



中途加入の方



ケガの補償

保険期間: 1年 団体割引: 20%
損害率による割引: 5%

本人型

加入口数限度: 5口

ケガと
賠償責任
の補償

- ◆日常生活やスポーツ・レジャー等、様々なシーンで起こる「ケガ」を補償
- ◆ケガによる手術も補償

※手術保険金のお支払額は入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

特定感染症*1セット

傷害タイプ
(1口あたり)

月払保険料

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたとき
(死亡・後遺障害保険金)



200万円

傷害タイプ
(1口あたり)

ケガで入院したら入院1日につき(入院保険金)



3,000円

※事故の日から180日以内の入院・手術に限ります。また、入院は1事故について180日を限度とします。手術をしたときにも保険金をお支払いします(手術保険金*2)。

タイプコード:

F1

ケガで通院したら通院1日につき(通院保険金)



1,000円

※事故の日から180日以内、1事故につき90日を限度とします。

680円

賠償責任の補償

保険期間: 1年 団体割引: 20%
損害率による割引: 5%

家族型*3

加入口数限度: 1口

- ◆国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合等を補償

*1携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

- ◆弁護士費用等の補償を個人賠償責任タイプと合わせて契約いただく事で、加害者や被害者となる場合の双方のトラブルから総合的にお守りできます。(保険金額: 300万円)

ご家族*3も補償の対象に含まれます!

他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負ったとき(個人賠償責任保険金*4)



KBタイプ

国内: 無制限
国外: 1億円

KCタイプ

国内: 無制限
国外: 1億円

ご家族*3も補償の対象に含まれます!

他人にケガを負わされたり物を壊されたり、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ等により精神的苦痛を被った場合(弁護士費用等(人格権侵害等)*5)



—

300万円

月払保険料

個人賠償責任

個人賠償責任
+ 弁護士費用等

タイプコード:

KB

170円

タイプコード:

KC

340円

KCタイプは加害者となる場合、被害者となる場合の双方のトラブルからお客様を総合的にお守りできます。

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

*1口のみのお引受となります。

*1 特定感染症(定義については、「お手続きサイト」をご確認ください。)を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

*2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 傷害補償は「本人型」となりますが、個人賠償責任・弁護士費用等につきましては「家族型(詳細は、後記「保険の対象となる方」をご確認ください。)」でのお引受となります。

*4 日本国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行ないます。(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

*5 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

補償内容の詳細につきましては「お手続きサイト」をご確認ください。

ゴルフの補償

保険期間:1年 団体割引:20%
損害率による割引:5%

本人型

加入口数限度:1口

ゴルフ
の補償

◆ゴルフ場・ゴルフ練習場敷地内におけるゴルフ用品の盗難*1、 ゴルフクラブの破損・曲損を補償

*1 ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。

◆国内の9ホール以上を有するゴルフ場でホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合の 記念品購入費用等を補償

ゴルフ用品の補償(ゴルフ用品補償特約セット)

ゴルフ場・ゴルフ練習場敷地内におけるゴルフ用品の盗難*1、
ゴルフクラブの破損・曲損
(保険期間を通じて保険金額を限度とし、損害額は時価額を限度とします)

ゴルフ用品のみのご加入も可能です!



G10タイプ

20万円

(免責金額
(自己負担額):
なし)

月払保険料

タイプコード:
G10

110円

ホールインワン・アルバトロス費用の補償

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロスを
達成した場合の記念品購入費用等
※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。



G2タイプ

30万円

月払保険料

タイプコード:
G2

230円

ゴルフをされる方におすすめ!
「ケガと賠償責任の補償」に追加して
ご加入をご検討ください。



ホールインワン・アルバトロス費用の補償にご加入される場合は、「ゴルフ用品」「交通事故等の補償」
以外のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

※1口のみのお引受となります。

*1 ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。

医療(病気)の補償

保険期間: 1年 団体割引: 20%
損害率による割引: 5%

医療
(病気)
の補償

男性・女性共通

本人型

加入口数限度: 1口

支払限度日数: 60日

病気の時もあんしんの補償をラインナップ。
この保険料で日帰り入院、先進医療も補償します。

◆入院1日目から補償

◆病気による手術*1も補償

- *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
- *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

◆病気やケガによる放射線治療も補償

※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

病気で入院したら入院1日につき(疾病入院保険金) ※1回の入院で60日が限度です。

病気で手術*1をしたら(疾病手術保険金)

- *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
- *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

放射線治療を受けたら(放射線治療保険金)

※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。

先進医療*1を受けたら(総合先進医療特約)

*1 対象となる先進医療については、「お手続きサイト」をご確認ください。

三大疾病・重度傷害一時金

がんが診断確定*1されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中や脳挫傷・脊髄損傷・内臓損傷となり、入院したとき
*1 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがんに罹患(りかん)したことがある場合は、一部お支払いできないことがあります。

*2 対象となる重大手術については、「お手続きサイト」をご確認ください。



⚠ ケガによる入院・手術については補償されません。

※保険料は保険の対象となる方で本人の年齢(団体契約始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

※被保険者1名あたりのお引受となります。

医療ライトタイプ

3,000円

重大手術*2 12万円

上記以外の手術	入院中	3万円
	入院中以外	1.5万円

3万円

基本保険金額 400万円
一時金額 10万円

プラス

一時金額 30万円

月払保険料

医療ライト | 医療ライトプラス

年齢	タイプコード: A	タイプコード: D
0歳~4歳	310円	500円
5歳~9歳	240円	430円
10歳~14歳	220円	410円
15歳~19歳	240円	430円
20歳~24歳	330円	520円
25歳~29歳	360円	550円
30歳~34歳	370円	560円
35歳~39歳	390円	610円
40歳~44歳	430円	710円
45歳~49歳	550円	940円
50歳~54歳	700円	1,270円
55歳~59歳	970円	1,720円
60歳~64歳	1,380円	2,380円
65歳~69歳	1,850円	3,270円
70歳~74歳	2,520円	4,320円
75歳~79歳	3,130円	5,320円
80歳~84歳	3,740円	6,330円
85歳~89歳	3,700円	6,700円

補償内容の詳細につきましては「お手続きサイト」をご確認ください。

がんの補償

保険期間: 1年 団体割引: 20% 損害率による割引: 5%

男性・女性共通

本人型

加入口数限度: 1口

がんの補償

やっぱりがんが心配という方にうれしい補償ラインナップ。

◆がんのリスクに備えて

・がん診断保険金でがんのかかる費用に備えます。

◆初期のがんでも

・「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

◆再発・転移しても

・がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、保険金をお支払いします。

※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

がん入院 5,000円タイプ

がんと診断確定*1されたら (がん診断保険金)*2 ※がんと診断確定されたときに一時金をお支払いします。	50万円
がんで入院したら 入院1日につき (がん入院保険金)	5,000円
がんで手術*4したら (がん手術保険金) ※がんで手術をしたときにも保険金をお支払いします。(手術の種類により)	5・10・20万円
重いがん*6と診断確定されたら (がん重度一時金)	100万円
抗がん剤治療*7を開始したら (抗がん剤治療補償特約)	—
がん患者申出療養*8を受けたら (がん患者申出療養特約)	—
がんが再発転移したら (がん再発転移補償特約)	—
がん治療中の支援 (がん生活支援特約)	—

月払保険料

がん入院 5,000円タイプ

年齢	タイプコード: C1
0歳～4歳	70円
5歳～9歳	80円
10歳～14歳	110円
15歳～19歳	90円
20歳～24歳	60円
25歳～29歳	120円
30歳～34歳	240円
35歳～39歳	370円
40歳～44歳	550円
45歳～49歳	800円
50歳～54歳	1,200円
55歳～59歳	1,900円
60歳～64歳	2,860円
65歳～69歳	4,040円
70歳～74歳	5,290円
75歳～79歳	6,570円
80歳～84歳	7,820円
85歳～89歳	8,960円

- *1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
- *2 なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*3
- *3 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。
- *4 時期を同じくして*5 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。
- *5 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
- *6 がんで所定の重度状態 (がんの進行度がステージIVに該当すると診断確定された状態) となったときに、保険金 (一時金) をお支払いします。
- *7 対象となる抗がん剤治療については、「お手続きサイト」をご確認ください。また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。
- *8 対象となる患者申出療養については、「お手続きサイト」をご確認ください。



ご加入に関しては、必ず「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。

更新時にご加入者からのお申出による保険金額の増額等をご希望の場合、改めて健康状態告知が必要になりますので、ご注意ください。お手続きの詳細は、お問い合わせ先までご連絡ください。

補償内容の詳細につきましては「お手続きサイト」をご確認ください。

介護の補償

保険期間: 1年 団体割引: 20%
損害率による割引: 5%

男性・女性共通

本人型

介護の補償

加入口数限度: 1口 公的要介護3

加入口数限度: 1口 公的要介護2

◆構成員(加入者)のご両親だけでなく、ご本人・ご家族の加入が可能。

・構成員のご両親だけでなくご本人や配偶者、配偶者のご両親、ご兄弟等(被保険者本人の範囲となる方)を被保険者とする事ができます。

◆構成員(加入者)がご家族の告知を代理で行う事が可能。



※1口のみのお引受となります。

介護ライトタイプ

介護 100万円タイプ

介護が必要となったら (介護補償保険金)

※公的介護保険制度に基づく要介護3以上または要介護2以上の認定を受けた場合に限りです。

補償の型

2つの補償の型からお選びいただけます。

公的介護保険連動型 (要介護3)

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

公的介護保険連動型 (要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

月払 保険料

公的要介護3

公的要介護2

100万円タイプ

保険の対象となる方の年齢	タイプコード: P1	タイプコード: Q1
40歳～44歳	30円	40円
45歳～49歳	30円	50円
50歳～54歳	40円	70円
55歳～59歳	60円	100円
60歳～64歳	140円	210円
65歳～69歳	390円	600円
70歳～74歳	860円	1,320円
75歳～79歳	2,000円	3,030円
80歳～84歳	3,800円	5,720円

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。 ※被保険者1名あたりの保険料

所得の補償 (所得補償)

保険期間: 1年 団体割引: 20%

本人型

所得の補償

加入口数限度: 5口

◆病気やケガで就業不能となり、その期間が免責期間*1:(7日)を超えた場合、所得を補償します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

病気・ケガによる 就業不能(保険金額・月額)



1口 3万円

基本級別3級 (営業用貨物自動車運転者) 基本級別2級 (技能工、生産工程作業員等) 基本級別1級 (事務従事者)

※保険の対象となる方ご本人のお仕事の内容に変更がありましたら、パンフレット等記載のお問合せ先までご連絡ください。

年齢	タイプコード: S			年齢	タイプコード: S		
	級別3級	級別2級	級別1級		級別3級	級別2級	級別1級
15歳～19歳	170円	150円	130円	50歳～54歳	760円	650円	560円
20歳～24歳	250円	210円	190円	55歳～59歳	810円	690円	600円
25歳～29歳	290円	240円	210円	60歳～64歳	850円	730円	630円
30歳～34歳	350円	300円	260円	65歳～69歳	1,280円	1,090円	950円
35歳～39歳	440円	380円	320円	70歳～74歳	1,700円	1,450円	1,260円
40歳～44歳	550円	470円	410円	75歳～79歳	2,550円	2,180円	1,890円
45歳～49歳	650円	560円	480円	80歳～	3,410円	2,900円	2,520円

更新前の既契約に右表の病気・症状が満期日前5カ月前から過去1年間に発生し、保険金をお支払いしている場合、更新できませんのでご注意ください。

- ※保険金額は、平均月間所得額*3の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。
- ※保険料は保険の対象となる方ご本人のお仕事の内容や年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。上記保険料は、基本級別3級(営業用貨物自動車運転者等)の方と基本級別2級(技能工、生産工程作業員等)、基本級別1級(一般事務従事者等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- *1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
- *2 保険金をお支払いしない期間をいいます。
- *3 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます。
- *4 「お手続き画面に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- ※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

更新できない病気・症状

悪性新生物	●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ●上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)	呼吸器系の病気・症状	●ぜんそく(気管支喘息) ●慢性気管支炎 ●肺気腫
循環器系の病気・症状	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む) ●心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む) ●動脈の疾患(動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む)	泌尿・生殖器系の病気・症状	●腎不全 ●腎硬化症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ
消化器系の病気・症状	●胃潰瘍 ●十二指腸潰瘍 ●肝炎(A型肝炎をのぞく) ●肝硬変 ●慢性肝炎	その他の病気・症状	●糖尿病(高血糖、糖尿病の合併症を含む) ●結核 ●免疫不全症 ●メニエール病 ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●精神の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)
眼の病気・症状	●眼底出血 ●網膜の病気		

補償内容の詳細につきましては「お手続きサイト」をご確認ください。

保険の対象となる方

I. この保険に加入のお申し込みができる方

山九株式会社およびその関係(系列)会社の役員・従業員(以下、加入者本人といいます。)
※対象となる関係(系列)会社についてはお問い合わせ先までご連絡ください。

II. 本人型の各補償において、保険の対象となる方は下記のとおりです。

【本人型の補償】 医療、がん、傷害(日常生活全般、交通事故等限定)、所得、介護、ゴルフ用品、ホールインワン・アルバイトロス費用

【保険の対象となる方で本人(被保険者本人)として加入依頼書に記載できる方の範囲】

- ①加入者本人
 - ②加入者本人の配偶者、子供、両親、兄弟(加入者本人から見て「同居・生計を共にすること・血族・姻族」を問いません。)
 - ③加入者本人の同居の親族
- ※上記の範囲に加え、医療、がん、所得、介護の補償については右記の年齢条件*1に合致する方が対象となります。

医療	がん	介護	所得
満0歳以上 満89歳以下	満0歳以上 満89歳以下	満40歳以上 満84歳以下 ※上記年齢は保険の対象となる方の年齢です。	満15歳以上

【保険の対象となる方】 加入依頼書に記載された被保険者本人のみ

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

III. 家族型の補償(個人賠償責任・弁護士費用等(人格権侵害等))において、保険の対象となる方は下記のとおりです。

【保険の対象となる方で本人(被保険者本人)として加入依頼書に記載できる方の範囲】

- ①加入者本人
- ②加入者本人の配偶者、子供、両親、兄弟(加入者本人から見て「同居・生計を共にすること・血族・姻族」を問いません。)
- ③加入者本人の同居の親族

【保険の対象となる方】

加入依頼書に記載された被保険者本人とその家族

家族の範囲*2
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者本人の配偶者 ・被保険者本人またはその配偶者の同居の親族 ・被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚の子供

※個人賠償責任において、被保険者本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りません。)

*2 保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

サービスのご案内

全ての補償タイプに付帯されます!



充実したサポートサービスが安心をお届けします。サンキュウライフ保険のすべての補償が対象となります。 **自動セレクト**
「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

医療アシスト

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)、とそのご家族(以下「サービス提供対象者」といいます。))からの直接の相談にのみ対応します。(親族・配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

こんなときにお電話ください!

- 深夜、子どもが38度の発熱 どうしよう!!
- キャンプ中に子どもの体調に異変が! ここから一番近い病院を知りたい。

24時間365日受付*1
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

サービス内容

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお答えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊乗手手続き等、一連の手配の一切を承ります。

介護アシスト

※サービス提供対象者からの直接の相談に限りません。

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

こんなときにお電話ください! 介護について相談したい

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談にお応じます。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住みリフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3 ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

受付時間 (年末年始を除く) (電話介護相談、各種サービス優待紹介): 午前9時～午後5時

0120-428-834

デイリーサポート

※サービス提供対象者からの直接の相談に限りません。

暮らし全般のサポート 法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や、毎日の暮らしに役立つ情報を提供します。

こんなときにお電話ください! 社会保険について相談したい

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお答えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スケジュール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

- 法律相談 : 午前10時～午後6時
- 税務相談 : 午後2時～午後4時
- 社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
- 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

受付時間 (土日祝日、年末年始を除く) **0120-285-110**

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】 弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。 ※弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。 【対象となる相談内容】 以下いずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。 いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス: 受付時間 (土日祝日、年末年始を除く) **0120-300-575**

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス: 受付時間 (土日祝日、年末年始を除く) **0120-106-670**

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。 なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。 ※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中に当該相談の事由が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りません。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りません。
- 一部の地域ではご利用いただけるサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を指します。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

この保険は、山九株式会社をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。 保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は原則として山九株式会社が有します。

お手続き方法

- 1 更新・新規の方 : <http://ezoo.jp/ds4/A0000242409> にアクセスします。
中途加入の方 : <http://ezoo.jp/ds4/A00002424092406>

※スマートフォンは表紙のQRコードからアクセスできます。

- 2 所属会社・所属先の選択画面が表示されますので、該当する所属会社またはご退職者の項目の「お手続き先」の右欄にある「お手続きはこちら」リンクへお進みください。

- 3 「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。

新規・中途加入の方
「お手続きサイト」にてすぐにお手続きできます。



※ 加入手続き後に、
メールアドレスを
ご登録いただけます。

更新・変更の方

画面でメールアドレスを登録します。

登録したメールアドレスで、
アクセス用URL・ログイン用IDと
パスワードメールを受信します。

メール記載のURLをクリック。
お手続きを開始します。

※画面イメージはPCでお手続きした際の一例であり、実際の画面とは異なります。

上記URLの「お手続きサイト」に記載の内容で更新される方は、特段のご加入手続きは不要です。(自動更新されます。)

ただし、ご加入内容に変更がある方は、上記記載のURLからお手続きをお願いいたします。(住所の確認をお願いいたします。)

なお、疾病保険関連につきましては、更新時の保険料が年齢等により変更になったり、健康状態や年齢等により保険会社から加入をお断りすることがあります。

※ このパンフレットは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず「お手続きサイト」掲載の[重要事項説明書]をよくお読みください。[重要事項説明書]には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がありましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

※ 「お手続きサイト」に記載の個人情報については、東京海上日動および東京海上グループ各社が取り扱う保険商品等の各種商品・サービスのご提供・ご案内をするために利用させていただくことがあります。東京海上グループ各社の範囲、東京海上日動および東京海上グループ各社における個人情報の取扱い等については、東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

※ 保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

保険期間中、事故時の連絡先等は以下のURLから参照できます。

アクセスには加入者証券番号が必要となります。

「認証キーワード」欄に加入者証券番号を入力してください。

<http://ezoo.jp/ds4/A0000242409>

スマートフォンからも
参照できます



お問い合わせ先 代理店 山九保険サービス株式会社

東京保険センター

〒104-0054 東京都中央区勝どき6-5-3 山九第2ビル

TEL 03-3536-3414 FAX 03-3536-3473

京葉保険センター

〒292-0825 千葉県木更津市畑沢1-12-14 山九(株)君津支店内

TEL 0438-36-5641 FAX 0438-36-5642

中京保険センター

〒455-0037 名古屋市港区名港 2-9-27 ポートプラザビル8F

TEL 052-654-3961 FAX 052-654-3966

阪神保険センター

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル13F

TEL 06-6225-3957 FAX 06-6225-3958

中国保険センター

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-35 広菱宇品ビル1F

TEL 082-252-3999 FAX 082-252-3959

九州保険センター

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原先の浜46-51 山九(株)九州ビル2F

TEL 093-861-3730 FAX 093-861-3777

大分保険センター

〒870-0138 大分市原川3-1-30 山九(株)大分支店内

TEL 097-558-3983 FAX 097-551-2482

引受保険会社 (幹事) 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 総合営業第一部営業課 TEL: 03-3285-0186
三井住友海上火災保険株式会社

■個人情報の取り扱いについて

山九保険サービス株式会社は、お預かりした個人情報をもとに、お客様のニーズにあった保険商品を各種ご提案をさせていただきます。なお、適切で分かりやすい資料にてご提案するために、同個人情報当社が損害保険代理店委託契約を締結している引受損害保険会社に提供することに同意の上、資料送付依頼書にご記入ください。